

第 15 号議案

桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年桶川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条及び号の細目の表示及びそれに対応する改正後の欄の条及び号の細目の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条及び号の細目を当該改正後の欄の条及び号の細目とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号の細目に対応する改正後の欄の号の細目が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号の細目を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(7) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)</p>

までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び**特定職に引き続き**採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 略

(部分休業をすることができない職員)

第21条 略

(2) **次のいずれにも該当する**非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び**引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)**に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

(部分休業をすることができない職員)

第21条 略

(2) **勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める**非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が

<p>第24条 略</p>	<p>不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第26条 略</p>
----------------------	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

育児等と仕事の両立を支援するため、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を講じるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。